

# 第 13 回 行 田 市 農 業 委 員 会 議 事 録

開 催 年 月 日	令 和 6 年 6 月 25 日					
開 催 場 所	行 田 市 産 業 文 化 会 館 2A 会 議 室					
開 議 時 刻	9 時 00 分					
閉 議 時 刻	9 時 45 分					
会 長	藤 間 光 治		会 長 代 理	中 村 賢 一・伊 東 普 丈		
農 業 委 員 出 席 状 況	議席 番号	氏 名	摘 要	議席 番号	氏 名	摘 要
	1	藤 間 光 治	出○席 欠席	9	新 井 健 一	出○席 欠席
	2	中 村 賢 一	出○席 欠席	10	関 口 浩 幸	出 席 欠○席
	3	寺 田 浩 市	出○席 欠席	11	伊 東 普 丈	出○席 欠席
	4	赤 羽 修 一	出○席 欠席	12	田 口 隆 一	出○席 欠席
	5	高 澤 克 芳	出 席 欠○席	13	宮 崎 薫	出○席 欠席
	6	川 島 悦 男	出○席 欠席			
	7	太 田 実	出○席 欠席			
	8	間々田英治	出○席 欠席			

農地利用最適化推進委員出席状況	地区番号	氏名	摘要	地区番号	氏名	摘要
	①	長谷川 浩	出席 欠○席	⑪	中村 彰 男	出○席 欠 席
	②			⑫		
	③	石島 稔	出○席 欠 席	⑬		
	④			⑭	宇田川 はる江	出○席 欠 席
	⑤			⑮		
	⑥			⑯	寺田 正彦	出○席 欠 席
	⑦	江袋 年史	出○席 欠 席	⑰	島寄 典緒	出 席 欠○席
	⑧	新藤 雄作	出 席 欠○席	⑱	荻原 増夫	出○席 欠 席
	⑨			⑲	諸貫 達也	出○席 欠 席
⑩	高沢 宗春	出○席 欠 席	⑳			
関係者				書記	局長	小林 誠
					次長	広田 敦史
					主任	八幡 加奈

<p>1 開会 2 会長あいさつ 3 議長選出</p> <p>4 議事録署名人の選出 5 議事 「議案第1号」 農地法第3条第1項の規定による許可申請書に対する審議について</p>	<p>事務局長 会長</p> <p>議長</p> <p>事務局次長</p> <p>宮崎委員</p>	<p>開会宣告（9：00）</p> <p>あいさつ</p> <p>農業委員会会議規則の規定により議長は会長が務める旨報告。 （会長が議長となり、以後の議事を進行）</p> <p>議事録署名人の選出についてですが、中村委員、寺田委員兩名にお願いいたします。 それでは、これより議事に入ります。</p> <p>はじめに『議案第1号』農地法第3条第1項の規定による許可申請書に対する審議について、を議題といたします。</p> <p>事務局より説明をいたさせます。</p> <p>議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請書に対する審議について」ご説明申し上げます。 議案書の1ページをお願いいたします。議案第1号は、2件となっております。</p> <p>進行番号1でございますが、上尾市大字瓦葺〇〇〇〇番地〇〇〇〇－〇〇〇〇号 〇〇〇〇さんが、羽生市大字喜右エ門新田〇〇〇〇番地 〇〇〇〇さんが所有する下中条字上元屋敷〇〇〇〇番〇〇〇〇、地目：畑、482㎡について、自家消費分の野菜を作付けするため、売買により所有権の移転を行おうとするものでございます。</p> <p>譲受人の住所地が上尾市になっておりますが、申請地北側に隣接する住宅を既に購入済みであり、こちらに引っ越して野菜作りをしたいとのことでございます。</p> <p>場所につきましては、位置図の1ページをご覧ください。行田市総合福祉会館やすらぎの里の東に位置する下中条地内の集落に接する農地でございます。</p> <p>次に進行番号2でございますが、持田3丁目〇〇〇〇番〇〇〇〇号 〇〇〇〇さんが、前谷〇〇〇〇番地〇〇〇〇さんが所有する持田字東谷〇〇〇〇番、地目：田、1, 205㎡外5筆について、経営の拡大を図るため、売買により所有権の移転を行おうとするものでございます。</p> <p>場所につきましては、位置図の2ページをご覧ください。泉小学校の北と東に位置する農振農用地でございます。</p> <p>以上、議案第1号について、事務局で農地法第3条の許可基準を審査すると共に、現地の耕作状況等を調査しましたところ、いずれも許可相当と思慮されることからご提案するものでございます。</p> <p>以上、説明とさせていただきます。</p> <p>事務局から議案第1号についての説明がございました。何かご意見、ご質問等がありましたらお願いいたします。</p>
--	---	--

<p>『議案第 2 号』 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請書に対する審議について</p>	<p>事務局次長 議長 議長 議長 事務局次長</p>	<p>進行番号 2 ですが、作付け作物は今までと同じブルーベリーですか。 予定作物はブルーベリーとなっています。 他にございますか。 (なし) ご意見、ご質問がないようですので、議案第 1 号につきまして、原案のとおり承認に賛成の委員は挙手を願います。 (全員挙手) 挙手全員と認めます。よって議案第 1 号は承認することといたします。 次に、『議案第 2 号』農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請書に対する審議について、を議題といたします。 事務局より説明をいたさせます。 議案第 2 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請書に対する審議について」ご説明申し上げます。 議案書の 1 ページをお願いいたします。議案第 2 号は、12 件となっております。 進行番号 1 でございますが、加須市不動岡〇〇〇〇番地〇〇〇〇-〇〇〇〇号 〇〇〇〇さん外 1 名が、下須戸〇〇〇〇番地 〇〇〇〇さんが所有する下須戸宇広島〇〇〇〇番〇〇〇〇、地目：畑、499㎡について、売買により住宅 1 棟 84.00㎡を建築するための敷地にしたいとして申請があったものでございます。 申請人は現在、加須市内の借家で家族と共に生活しておりますが、将来の事を考え住宅の建築を計画したところ、本件申請地について承諾が得られたため申請に至ったものでございます。申請地は、集落内に接する農地であることから、申請事由も妥当であると思慮されます。 場所につきましては、位置図の 3 ページをご覧ください。星川と県道上新郷埼玉線に挟まれた下須戸地内の集落に接する農地でございます。 次に進行番号 2 でございますが、荒木〇〇〇〇番地〇〇〇〇 〇〇〇〇さんが、同居の妻である岩屋 照美さんが所有する荒木字郷地裏〇〇〇〇番〇〇〇〇、地目：畑、201㎡について、使用貸借により住宅 1 棟、81.98㎡を建築するための敷地にしたいとして申請があったものでございます。 申請人は妻の実家であった申請地の隣接地で同居生活をしておりましたが、義理の父が亡くなり、遺産相続が終わった段階で老朽化した建物を取り壊し、住宅の建て替えを計画いたしました。区画については相続の関係で従来の敷地が半分になったことから、今回、妻の所有している農地も含めて申請に至ったものでございます。申請地は、集落内に介在する農地であることから、申請事由も妥当であると思慮されます。</p>
---	---	---

場所につきましては、位置図の4ページをご覧ください。見沼中学校の東に位置する荒木地内の集落内農地でございます。

なお、白抜きになっている部分の地目は宅地であり、申請部分と合わせると、敷地面積は、403.90㎡になる予定でございます。

また、地図上の宅地部分に掛かっている建物が取り壊した建物であり、現在はございません。

次に進行番号3でございますが、馬見塚〇〇〇〇番地〇〇〇〇号 〇〇〇〇さんが、同居の父である〇〇〇〇さんが所有する馬見塚字吉際〇〇〇〇番〇〇〇〇、地目：田、375㎡ 外1筆、計494㎡について、使用貸借により住宅1棟、101.02㎡を建築するための敷地にしたいとして申請があったものでございます。

申請人は現在、申請地の隣接地で父親と同居しておりますが、独立し、将来的な結婚を視野に住宅の建築を計画したところ、本件申請地について承諾が得られたため申請に至ったものでございます。申請地は、集落に接する農地であることから、申請事由も妥当であると思慮されます。

場所につきましては、位置図の4ページをご覧ください。県道上中条斎条線の南に位置する馬見塚地内の集落に接する農地でございます。

次のページをお願いいたします。

進行番号4でございますが、若小玉〇〇〇〇番地〇〇〇〇-〇〇〇〇号 〇〇〇〇さんが、母親である埼玉〇〇〇〇番地 〇〇〇〇さんが所有する埼玉字諏訪通〇〇〇〇番〇〇〇〇、地目：畑、487㎡について、使用貸借により住宅1棟、55.48㎡を建築するための敷地にしたいとして申請があったものでございます。

申請人は現在、市内の借家で家族と共に生活しておりますが、子供の成長と共に手狭となってきたことから、住宅の建築を計画したところ、本件申請地について承諾が得られたため申請に至ったものでございます。申請地は、集落内に介在する農地であることから、申請事由も妥当であると思慮されます。

場所につきましては、位置図の6ページをご覧ください。県道上新郷埼玉線の東に位置する埼玉地内の集落内農地でございます。

次に進行番号5でございますが、埼玉〇〇〇〇番地〇〇〇〇 〇〇〇〇さんが、同居の父である〇〇〇〇さんが所有する埼玉字片原通〇〇〇〇番〇〇〇〇、地目：畑、496㎡について、使用貸借により住宅1棟、96.88㎡を建築するための敷地にしたいとして申請があったものでございます。

申請人は現在、市内の実家で親と同居しておりますが、子供も大きくなってきたことから将来の事を考え、住宅の建築を計画したところ、本件申請地について承諾が得られたため申請に至ったものでございます。申

請地は、集落内に介在する農地であることから、申請事由も妥当であると思慮されます。

場所につきましては、位置図の7ページをご覧ください。県道騎西鴻巣線の南に位置する埼玉地内の集落内農地でございます。

次に進行番号6でございますが、久喜市菖蒲町菖蒲〇〇〇〇番地〇〇〇〇-〇〇〇〇号 〇〇〇〇さんが、祖父である武笠 勇さんが所有する渡柳字内郷〇〇〇〇番〇〇〇〇、地目：畑、300㎡について、使用貸借により住宅1棟、60.53㎡を建築するための敷地にしたいとして申請があったものでございます。

申請人は現在、久喜市内の社宅で家族と共に生活しておりますが、家族も増え、子供も成長していくなかで何かと手狭になってきたことから住宅の建築を計画したところ、本件申請地について承諾が得られたため申請に至ったものでございます。申請地は、集落に接する農地であることから、申請事由も妥当であると思慮されます。

場所につきましては、位置図の8ページをご覧ください。国道17号熊谷バイパスの東に位置する渡柳地内の集落に接する農地でございます。

次に進行番号7でございますが、埼玉〇〇〇〇番地〇〇〇〇、〇〇〇〇さんが、父親である埼玉〇〇〇〇番地〇〇〇〇 〇〇〇〇さんが所有する埼玉字上埼玉通〇〇〇〇番〇〇〇〇、地目：畑、87㎡について、使用貸借により車庫1棟、36.82㎡を建築するために住宅敷地の拡張をしたいとして申請があったものでございます。

申請人は現在、申請地の隣接地で家族と共に生活しておりますが、子供の成長と共に自家用車の台数が増え、置場に困っていたことから隣接地を拡張して駐車スペースを増やしたいと計画し、敷地を調査したところ、既存敷地が北側農地に少し越境していることが判明いたしました。申請人は始末書を提出し、深く反省しており、また、転用することによる周囲への影響もなく、集落内に介在する農地であることから申請事由も妥当であると思慮されます。

場所につきましては、位置図の9ページをご覧ください。県道行田蓮田線の北に位置する埼玉地内の集落内農地でございます。

なお、白抜きになっている部分の地目は宅地であり、申請部分と合わせると、敷地面積は、287㎡になる予定でございます。

次に進行番号8でございますが、小見〇〇〇〇番地〇〇〇〇 〇〇〇〇さんが、小見〇〇〇〇番地 〇〇〇〇さんが所有する小見字屋敷通〇〇〇〇番〇〇〇〇、地目：畑、998.71㎡について、売買により障害福祉サービス施設1棟、516.60㎡を建築するための敷地にしたいとして申請があったものでございます。

申請人は市内に事務所を置き、障害福祉サービス事業をしておりますが、重度障害者を受け入れられる市内の事業所の状況は既に一杯となっており、現状のままでは来年3月に特別支援学校を卒業する重度障害者の受け入れ先がないことがわかっております。また、利用者のニーズでもある車いすのまま入浴できる特殊浴槽など既存の施設では対応できない設備も整備する必要があることから新たな事業所の建設を計画したところ、本件申請地について承諾が得られたため申請に至ったものでございます。申請地は、集落に接する農地であることから申請事由も妥当であると思慮されます。

場所につきましては、位置図の10ページをご覧ください。真観寺の西に位置する小見地内の集落に接する農地でございます。

次に進行番号9でございますが、鴻巣市寺谷〇〇〇〇番地〇〇〇〇 〇〇〇〇さんが、埼玉〇〇〇〇番地〇〇〇〇 〇〇〇〇さん外1名がそれぞれ所有する埼玉字下屋敷通〇〇〇〇番〇〇〇〇、地目：田、940㎡外1筆、計1,730㎡について、売買により保育所1棟、601.11㎡を建築するための敷地にしたいとして申請があったものでございます。

申請人は現在、道路を挟んだ隣接地で保育所の経営をしておりますが、現在の建物は老朽化が著しく不便を感じていたため、園舎の建て替えを計画したところ、本件申請地について承諾が得られたため申請に至ったものでございます。申請地は、集落に接する農地であることから申請事由も妥当であると思慮されます。

場所につきましては、位置図の11ページをご覧ください。埼玉小学校の南に位置する埼玉地内の集落に接する農地でございます。

なお、既存の園舎の敷地は、申請地への移転後、取り壊して不足している駐車場にする予定でございます。

次に進行番号10でございますが、下忍〇〇〇〇番地 〇〇〇〇さんが、下忍〇〇〇〇番地 〇〇〇〇さん外1名がそれぞれ所有する下忍字箱根田〇〇〇〇番〇〇〇〇、地目：畑、769㎡外1筆、計1,376㎡について、賃貸借により資材置場にしたいとして申請があったものでございます。

申請人は現在、近隣に事務所を置き、土木建築業を営んでおりますが、現在資材置場として借りている土地のうち、一部について地権者から返却して欲しい旨の話があり、代わりになる土地を探していたところ、本件申請地について承諾が得られたため申請に至ったものでございます。申請地は、集落に接する農地であることから申請事由も妥当であると思慮されます。

場所につきましては、位置図の12ページをご覧ください。国道17号熊谷バイパスの東に位置する下忍地内の集落に接する農地でございます。

次に進行番号11でございますが、堤根〇〇〇〇番地〇〇〇〇 〇〇〇〇さんが、行田〇〇〇〇番〇〇〇〇号 〇〇〇〇さんが所有する佐間3丁目〇〇〇〇番〇〇〇〇、地目：畑、716㎡について、賃貸借によ

		<p>り資材置場にしたいとして申請があったものでございます。</p> <p>申請人は市内で建築系廃棄物の処理及び再資源化された再生砕石・再生砂等の販売をしております。現在は関連会社であります株式会社杉浦土木の敷地内にストックし営業しておりますが、業績も順調で砕石置場を拡張したいと考えておりました。しかし、杉浦土木の敷地内も手狭であり迷惑を掛けているので、近隣で資材置場にできる場所を探していたところ、本件申請地について承諾が得られたため申請に至ったものでございます。申請地は、集落内に介在する農地であることから申請事由も妥当であると思慮されます。</p> <p>場所につきましては、位置図の13ページをご覧ください。県営行田下忍住宅の東に位置する下忍地内の集落内農地でございます。</p> <p>次に進行番号12でございますが、東京都新宿区西新宿三丁目〇〇〇〇番〇〇〇〇号 〇〇〇〇さんが、鴻巣市赤見台2丁目〇〇〇〇番〇〇〇〇-〇〇〇〇号 〇〇〇〇さん外1名がそれぞれ所有する和田宇北屋敷〇〇〇〇番〇〇〇〇、地目：畑、77㎡外2筆、計586㎡について、売買により資材置場にしたいとして申請があったものでございます。</p> <p>申請人は都内に本社を置き、太陽光発電事業を営んでおり、申請地の北側でも今年3月に当委員会でご審議いただき、許可を取得しております。施設の保守点検については、現在、長野県佐久市にあるテクニカルサポートセンターを拠点にしておりますが、本市の他、群馬県や茨城県にも合計で16か所の施設があり、中継地となる場所の必要性を感じていたところ、本件申請地について承諾が得られたため申請に至ったものでございます。申請地は、集落内に介在する農地であることから申請事由も妥当であると思慮されます。</p> <p>場所につきましては、位置図の14ページをご覧ください。県道熊谷羽生線の南に接する和田地内の集落内農地でございます。</p> <p>以上で議案第2号の説明を終わりますが、去る6月20日、現地調査をしていただいておりますので、川島委員にご報告をお願いいたします。</p> <p>去る6月20日、私と太田委員並びに事務局職員2名において、現地調査を実施いたしました。事務局から申請地の概要説明を受けた後、申請地すべてにおいて現地確認を行ったところ、申請書どおりであり、許可相当であると思慮されますことをご報告申し上げます。委員各位におかれましては慎重審議をよろしくお願いいたします。</p> <p>事務局から議案第2号についての説明及び川島委員から現地調査の報告がございました。何かご意見、ご質問等がありましたらお願いいたします。</p> <p>進行番号12ですが、北側の太陽光発電施設を建設するのに資材置場は必要だと思うのですが、将来的には空地にならないのですか。</p>
	川島委員	
	議長	
	中村委員	
	事務局次長	
	議長	



報告事項	議長	<p>北側の太陽光発電施設の建設のための資材置場ではなく、この事業者は、群馬県や茨城県にも施設があり、関東では16か所の施設を持っています。これらの施設での点検で出た不具合品を一旦申請地に集め、選別、補修を実施する中継基地としての資材置場となっており、資材は常に置いてある状態となります。</p> <p>他にございますか。</p> <p>(なし)</p> <p>他にご意見、ご質問がないようですので議案第2号につきまして、原案のとおり承認に賛成の委員は挙手を願います。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>挙手全員と認めます。よって議案第2号は承認することといたします。</p> <p>次に報告事項でございます。専決事項に関する報告になりますが、事務局から説明をいたさせますので、お聞き取りいただきますようお願いいたします。</p> <p>議案書3ページをご覧ください。</p> <p>(1)及び(2)につきましては、市街化区域内における転用でございます。市街化区域内における転用行為は、届出の手續きとなっております。</p> <p>(1)「農地法第4条第1項第7号の規定に基づく農地転用届出書の専決について」でございます。</p> <p>本件は、2件の届出があり、転用目的は、長屋、墓地でございます。添付書類も完備されておりましたので、受理をしたものでございます。</p> <p>(2)「農地法第5条第1項第6号の規定に基づく農地転用届出書の専決について」でございます。</p> <p>本件は、2件の届出があり、転用目的は、分譲住宅でございます。添付書類も完備されておりましたので、受理をしたものでございます。</p>
6 その他	議長	<p>続いて、4ページをご覧ください。</p> <p>(3)「農地法第18条第6項の規定による通知について」でございます。</p> <p>本件は、28件の届出があり、利用権等の農地の貸し借りを解約した場合に、農業委員会に対し通知するものでございます。合意解約書が添付されておりましたので、受理をしたものでございます。</p>
7 閉会	事務局長 主任 農政課主査 新井委員	<p>以上で報告事項を終わります。</p> <p>事務局から報告事項についての説明がございました。報告事項となりますので、宜しく願いいたします。</p> <p>以上ですべての議事についての審議並びに報告事項につきましては、終了いたしました。皆様のご協力によりまして、議事が円滑に進められましたことに感謝を申し上げまして、議長の職を解かせていただきます。ありがとうございました。</p>

	事務局長	<p>つづきまして、その他でございますが、事務局からご説明申し上げます。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・「緑の募金」運動協力依頼について</li><li>・イネカメムシについて</li><li>・ナガエツルノゲイトウについて</li><li>・北埼玉スマート農業研究会の開催について（7/3 開催）</li></ul> <p>以上をもちまして、第13回農業委員会を終了いたします 本日は、ありがとうございました。 （9：45）</p>
--	------	---